

**最終保障提供責務の導入等に伴う
基礎的電気通信役務制度の在り方**
(令和7年7月4日付け諮問第1242号)

**第三次答申（案）の取りまとめに向けた
検討の進め方（案）**

**令和 8 年 2 月
事 務 局**

○ 令和7年7月、情報通信審議会 電気通信事業政策部会において以下の内容を諮問（諮問第1242号）。

- 1 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項
 - (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
 - (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
 - (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
 - (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方
- 2 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項
 - (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
 - (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法
- 3 ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項
 - (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

○ 本諮問を受けて、上記1についてはユニバーサルサービス政策委員会（ユニバ政策委）、上記2及び3についてはユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（WG）において検討を開始。

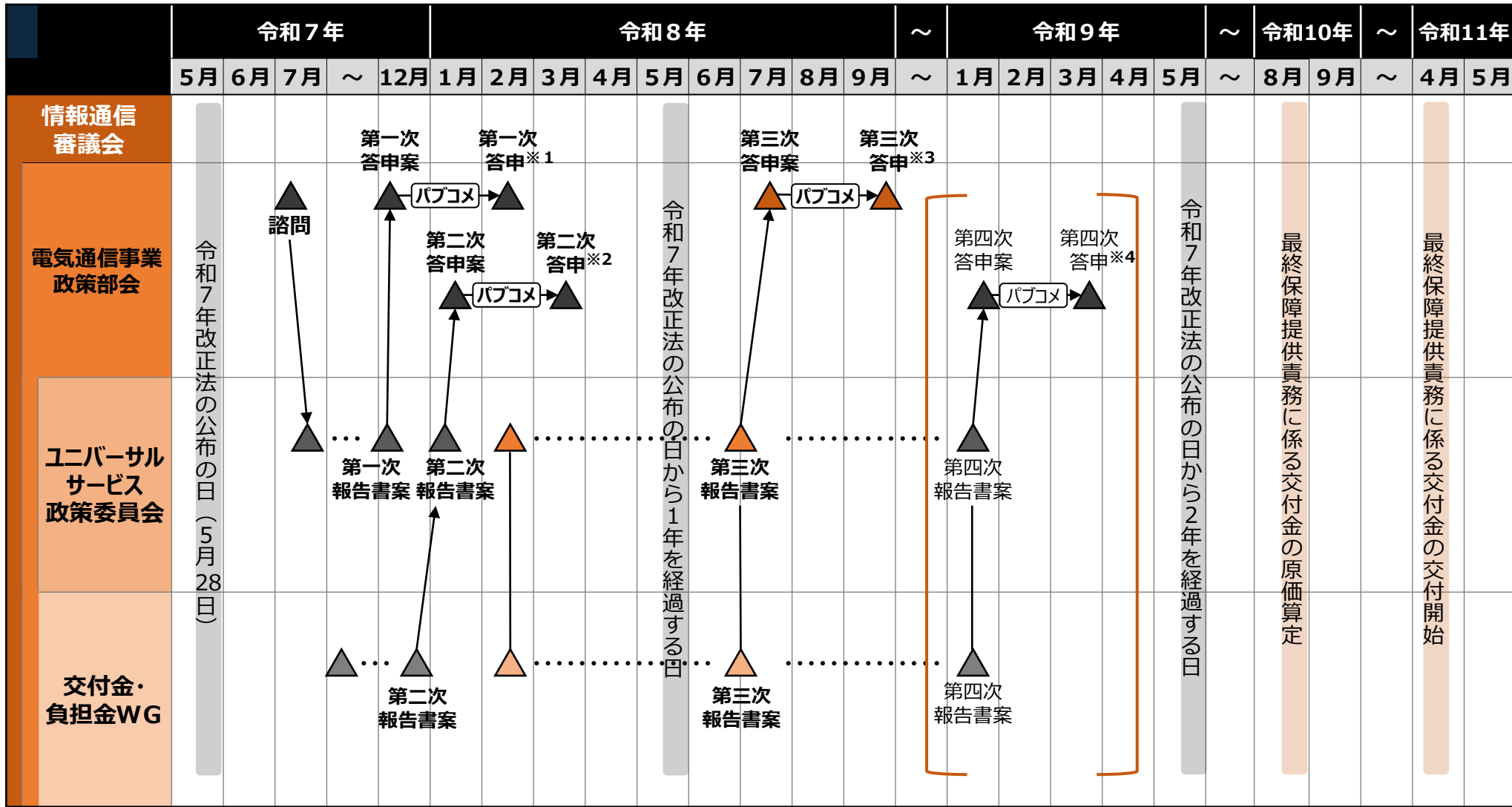
ユニバ政策委構成員

(主査)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
(主査代理)	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授	鎌田 裕美	一橋大学 大学院 経営管理研究科 教授
	岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授

WG構成員

(主査)	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
(主査代理)	相田 仁	東京大学 特命教授	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
	春日 教測	東洋大学 経済学部 教授	三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授
	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員		

諮問第1242号 検討の経緯と今後のスケジュール (想定) ②



- ※ 1 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの 2026年2月目途
- ※ 2 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの 2026年3月目途
- ※ 3 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの 2026年9月目途
- ※ 4 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの 2027年3月目途

- 昨年5月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、昨年7月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

1. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

（継続検討）

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化を検討

2. 最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

（継続検討）

- 役務提供の拒否事由（「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等）について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

3. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**1年前までに周知**を、**周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

4. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

（継続検討）

- 交付金の算定は、光ファイバの整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
- 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
- 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

1. 電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度

- 令和7年度以降の交付金の算定方法について、当分の間は現行制度を踏襲することが適当。
- 災害時用公衆電話については、令和8年度認可申請分から、公衆電話に係る国民負担の抑制に配慮しつつ、実際に要した費用をベースとして補填を開始することが適当。
- 現行の交付金制度の抜本的な見直し（例：加入電話に係るベンチマークにおける2σの撤廃やLRICモデルを用いた原価算定等の廃止）については、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討や関連する議論も踏まえて検討を行うことが適当。

2. 第二号基礎的電気通信役務に関する事項

- いわゆる「**3年後検討**」の実施に当たっては、初の交付金原価算定を終えた**第二種適格電気通信事業者から聞き取った現行制度に対する要望・提案**※に加え、引き続き、**第二種負担金の納付義務を負う者**などからの**要望・提案**を聞き取り、**すべてを俎上に載せて検討**を行うことが適当。

※（1）第二種交付金の額の算定方法・算定対象について（例：大幅赤字を理由とした特別支援区域に係る交付金）、（2）支援区域として指定すべき区域について（例：海底ケーブルを必須とする区域の扱い）の要望・提案。詳細はP.6検討事項④、P.10を参照。

- その上で、収支表の提出に当たっての会計年度に係る規制の緩和、原価算定時及び交付金交付時に基礎とする支援区域の整合性の確保といった一定の要望・提案については、「3年後検討」を待たずに速やかに検討を進めることが適当。

第三次答申（案）の取りまとめに向けた論点一覧（全体概要）

■ これまでの答申(案)を踏まえ、継続して検討することとされた論点は以下のとおり。特に最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度等については、現行の交付金制度等とシームレスな制度となるよう検討を進める。

	電話	ブロードバンド
新制度	検討事項①：最終保障提供責務の発生要件と履行手続 (1) 役務提供確認手続の確立に向けた検討 (2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討	
	検討事項②：最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 (1) 第一種交付金制度の見直し ① 第一種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について（支援区域の単位、指定基準となるカバー率の設定、電話の区域別収支の計算方法を含む） ② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について	(2) 第二種交付金制度の見直し ① 第二種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について（指定基準となるカバー率の設定を含む） ② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について ③ 第二種交付金の算定方針について（整備費や協力費の合理的な補填の基本的考え方の整理）
現行制度	検討事項③：現行の第一種交付金制度の見直し (1) 現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し（加入電話のベンチマークにおける2σ） (2) 電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ● モバイル網固定電話の原価の算定方法 ● ワイヤレス固定電話の原価の算定方法 	検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し (1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象について <ul style="list-style-type: none"> ① 法施行日より前に譲受した、法施行日より後に整備して譲受した公設設備に対する第二種交付金の交付について ② 前事業年度の収支が黒字であった場合の大幅赤字区域に係る第二種交付金の交付について ③ 新規整備・民間移行を行った場合の第二種交付金の交付の継続について ④ より迅速な第二種交付金の交付について (2) 支援区域として指定すべき区域について <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに光ファイバを整備した区域を特別支援区域として指定することについて ② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域を特別支援区域として指定することについて (3) その他

（1）役務提供確認手続の確立に向けた検討

- 役務提供確認の運用ルール等の検討のため、NTT東西と総務省が連携して事業者間の連絡調整会議を立ち上げ、令和8年2月6日に初回会合を実施。令和8年5月を目途に、連絡調整会議における検討状況を報告する予定。
- あわせて、役務提供確認に係る制度整備に向けて、令和8年5月を目途に、事務局にて検討の方向性を提示し、御審議いただく予定。

（2）「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」等について、その内容の具体化を図るため「最終保障提供責務に係るガイドライン（仮称）」を策定。令和8年5月を目途に、事業者ヒアリング等で示された具体例を基に事務局にて作成したガイドライン案について、御審議いただく予定。

<参考（一次答申（案）にて示されたガイドライン規定項目の例）>

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務の提供を終了できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方
- 近隣電気通信事業者が最終保障電気通信事業者への協力を拒否できる「正当な理由」

(1) 第一種交付金制度の見直し

① 第一種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について

- ・ **支援区域の単位は「都道府県」又は「市区町村」のいずれを適当とするべきか。**検討に当たっては、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられることが適当とされていることも踏まえ、モバイル網固定電話を含む電話の区域別収支の計算方法についても検討することとする。
- ・ 第一種適格電気通信事業者の指定基準については、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、**複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備え得る水準とはどれくらいか。**

② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- ・ **地域会社がその担当第一種支援区域以外の第一種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。**

(2) 第二種交付金制度の見直し

① 第二種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について

- ・ 第二種適格電気通信事業者の指定基準については、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、**複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備え得る水準とはどれくらいか。**

② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- ・ **地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。**

③ 第二種交付金の算定方針について

- ・ 一次答申（案）において、「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」については、
 - ①光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、また「必要十分かつ合理的な水準の額」として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（収入費用方式）を基本に検討していくことや、
 - ②最終保障電気通信事業者が「必要な協力」の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき料金の額について、合理的な水準であることを求める方向で、交付金制度の詳細設計の中で引き続き検討していくことが適当とされたが、**具体的にどのような制度設計とすれば、現行制度と新制度がシームレスな制度となるか。**

（1）現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し

- 現在、**加入電話**に係る補填額の算定に当たっては、「**ベンチマーク方式**」（ある地域の回線当たりのコストが一定のベンチマークを上回る場合に、その上回るコストを補填する方式）が採用。
- 具体的には、高コスト地域とされる上位4.9%の加入者回線を補填対象とし、そのベンチマークは、本来は「**全国平均費用**」であるところ、「**当分の間**」の措置として、現在は「**全国平均費用 + 標準偏差の2倍（2σ）**」が設定（平成19年度認可分から適用）。これは、当時の直近の月額番号単価が7円であり、その後も増額することが見込まれたため、**利用者負担の増加を避ける**観点から、補填額の算定方法を見直すべきという情報通信審議会からの要望があったことを踏まえ、導入されたもの。
- これらの結果、令和7年度認可分において、加入電話については、NTT東西の赤字が約614.2億円であるのに対し、ユニバーサルサービス交付金による補填額は約28.5億円、月額番号単価は2円に留まっているところ、**電話のユニバーサルサービスの持続性確保**という観点から、**ベンチマークの在り方**の見直しについて検討を行うべきか。

（2）電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討

- **ワイヤレス固定電話**については、**すでに電話のユニバーサルサービスの一類型として位置付けられているところ、提供区域に係る規制が見直され**、光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できることを可能とするための制度整備について検討が行われている。
また、**モバイル網固定電話**については、最終保障提供責務の導入に間に合うよう、これを**電話のユニバーサルサービスとして位置付ける**ための制度整備について検討が行われている。
- 現在、**ワイヤレス固定電話**に係る交付金の算定については、令和4年答申※1を踏まえ、**経過措置**が設けられている。
具体的には、ワイヤレス固定電話への置換えによる効率性向上の効果に対応する金額を補填額から控除することを基本的な考え方としつつ、導入初期においては、ワイヤレス固定回線数が少数に留まり、実際のモバイルアクセス単価は高額となることを見込まれるため、モバイルアクセス単価はワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価と一致するとみなし、当初の補填額を補填することとされている。

※1 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月20日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会）

- こうした現状を踏まえ、**ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話の提供に係る実績・見通し**を確認した上で、**補填額の算定方法の見直し・新たな制度設計**を行うべきか。

（1）第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

① 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

法施行日時点において整備された公設設備を法施行日以降に譲受する場合と同様に、法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべきか

② 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべきか

③ 第二種交付金の交付の継続について

第二種適格電気通信事業者として担当支援区域において新規整備・民設移行を行った結果、第二種交付金の交付対象となった地域については、その後、例えば支援区域の指定が解除されるといった状況の変化に関わらず、一定の期間は、継続的に第二種交付金が交付される仕組みを検討すべきか

④ より迅速な第二種交付金の交付について

現状は、サービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間を必要とするが、例えばサービス提供開始を予定している段階でも原価の算定を可能とするなど、より早期に交付金の交付を開始することができる仕組みを検討すべきか

（2）支援区域として指定すべき区域についての検討

① 今後新たに光ファイバを整備する区域について

今後、新たに光ファイバを整備した区域において提供する第二号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備をした区域を未整備の特別支援区域として指定することとし、当該赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域について

海底ケーブルが必須となる離島等の区域をすべて特別支援区域として指定することとし、これらの区域で第二号基礎的電気通信役務を提供することにより生ずる赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

（3）その他

第三次答申（案）の取りまとめに向けた今後のスケジュール（想定）

